

防衛大学校における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成5年3月29日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校における専決及び代決に関する達

| | | |
|----|-----------------------|----------------------|
| 改正 | 平成5年6月4日防衛大学校達第12号 | 平成10年8月3日防衛大学校達第6号 |
| | 平成13年2月9日防衛大学校達第1号 | 平成13年3月30日防衛大学校達第3号 |
| | 平成17年3月31日防衛大学校達第5号 | 平成17年8月10日防衛大学校達第11号 |
| | 平成18年3月31日防衛大学校達第3号 | 平成18年7月13日防衛大学校達第13号 |
| | 平成18年7月29日防衛大学校達第14号 | 平成18年9月1日防衛大学校達第15号 |
| | 平成19年1月9日防衛大学校達第1号 | 平成19年3月30日防衛大学校達第7号 |
| | 平成19年7月2日防衛大学校達第10号 | 平成19年8月29日防衛大学校達第12号 |
| | 平成19年12月18日防衛大学校達第13号 | 平成20年3月31日防衛大学校達第3号 |
| | 平成21年3月31日防衛大学校達第6号 | 平成22年4月1日防衛大学校達第8号 |
| | 平成23年4月1日防衛大学校達第7号 | 平成23年4月1日防衛大学校達第8号 |
| | 平成23年4月1日防衛大学校達第12号 | 平成23年4月1日防衛大学校達第13号 |
| | 平成24年4月6日防衛大学校達第8号 | 平成25年3月5日防衛大学校達第2号 |
| | 平成25年3月25日防衛大学校達第4号 | 平成25年8月1日防衛大学校達第8号 |
| | 平成27年2月16日防衛大学校達第3号 | 平成27年4月10日防衛大学校達第9号 |
| | 平成28年3月31日防衛大学校達第3号 | 平成29年3月27日防衛大学校達第4号 |
| | 平成29年10月24日防衛大学校達第13号 | 平成30年3月30日防衛大学校達第4号 |
| | 令和2年8月4日防衛大学校達第10号 | 令和3年3月31日防衛大学校達第9号 |
| | 令和3年6月2日防衛大学校達第12号 | 令和6年3月29日防衛大学校達第8号 |

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校における専決及び代決に関し必要な事項を定め、もって決裁事務の能率向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において「専決」とは、防衛大学校長の委任に基づき、常に代わって決裁することをいい、「代決」とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わって決裁することをいう。

(事務官をもつて充てる副校長の専決事項)

第3条 事務官をもつて充てる防衛大学校副校長（以下「事務官をもつて充てる副校長」という。）の専決事項は次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属す

るものについては、この限りでない。

- (1) 6級（任命権に関する訓令の別表に掲げる行政職俸給表（一）の6級及びこれに対応する各俸給表の職務の級（教育職（一）俸給表の適用を受ける教官を除く。）をいう。以下6級以外の級についてもこの例による。）、5級及び4級の事務官等の補職、入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関すること。
- (2) 6級、5級及び4級の事務官等の優良昇給（平成18年防衛庁訓令第64号第2条第1項各号、第4条第1項各号、第7条各号及び第8条に掲げる昇給をいう。以下同じ。）に関すること。
- (3) 3級の事務官等の初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動に関すること。
- (4) 3級の事務官等の任免に関すること。
- (5) 防衛大学校の内部組織に関する達（昭和51年防衛大学校達第4号）第1条第2項の規定に基づく、課長補佐の担当課務の承認に関すること。

（教官をもつて充てる副校長の専決事項）

第3条の2 教官をもつて充てる防衛大学校副校長（以下「教官をもつて充てる副校長」という。）の専決事項は次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

- (1) 教育職（一）2級及び1級の教官の入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関すること。
- (2) 教育職（一）2級及び1級の教官の優良昇給に関すること。
- (3) 教育職（一）2級及び1級の教官の配置指定に関すること。
- (4) 非常勤講師の任用に関すること。

（自衛官をもつて充てる副校長の専決事項）

第4条 自衛官をもつて充てる防衛大学校副校長（以下「自衛官をもつて充てる副校長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

- (1) 2佐（2等陸佐、2等海佐又は2等空佐をいう。以下2佐より下位の階級についてもこの例による。以下同じ。）以下の幹部自衛官の補職、入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関すること。
- (2) 2佐以下の幹部自衛官の優良昇給に関すること。
- (3) 各学群に所属する2佐以下の幹部自衛官の海外渡航の承認に関すること。

（部長等の専決事項）

第5条 部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長及び学群長（以下「部長等」という。）の専決事項は、別紙第1に掲げるとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

（課長の専決事項）

第6条 課長（総括首席指導教官、教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長、国際交流センター長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書

館事務長を含む。以下同じ。)の専決事項は、別紙第2に掲げるとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

(代決)

第7条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 学校長 | 副校長（事）（教務部、訓練部及び先端学術推進機構に関する事項以外の事項） |
| | 副校長（教）（教務部及び先端学術推進機構に関する事項） |
| | 副校長（自）（訓練部に関する事項） |
| 副校長（事） | 副校長（教）及び副校長（自）のうち学校長が指定する者 |
| 副校長（教） | 副校長（事）及び副校長（自）のうち学校長が指定する者 |
| 副校長（自） | 副校長（事）及び副校長（教）のうち学校長が指定する者 |
| 部長 | 部長の指定する課長 |
| 先端学術推進機構長 | 先端学術推進機構長が指定するセンター長又は先端学術推進機構事務室長 |
| 総合情報図書館長 | 総合情報図書館事務長 |
| 課長 | 課長の指定する者 |
| 総括首席指導教官 | 総括首席指導教官の指定する者 |

2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と認めるときは、速やかに当該事項について権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 防衛大学校における専決及び代決に関する達(昭和45年防衛大学校達第8号)は、廃止する。

附 則(平成5年6月4日防衛大学校達第12号)

この達は、平成5年6月4日から施行する。

附 則(平成10年8月3日防衛大学校達第6号)

この達は、平成10年8月3日から施行する。

附 則(平成13年2月9日防衛大学校達第1号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日防衛大学校達第3号)(抄)

- 1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月10日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年8月10日から施行する。

附 則(平成18年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 13 日防衛大学校達第 13 号）

この達は、平成 18 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 29 日防衛大学校達第 14 号）

この達は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日防衛大学校達第 15 号）

この達は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日防衛大学校達第 1 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日防衛大学校達第 7 号）

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 2 日防衛大学校達第 10 号）

この達は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 29 日防衛大学校達第 12 号）

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日防衛大学校達第 13 号）

この達は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 6 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日防衛大学校達第 8 号）（抄）

1 この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日防衛大学校達第 7 号）（抄）

1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日防衛大学校達第 8 号）（抄）

1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日防衛大学校達第 12 号）（抄）

1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日防衛大学校達第 13 号）（抄）

1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日防衛大学校達第 8 号）

この達は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 5 日防衛大学校達第 2 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日防衛大学校達第 4 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 1 日防衛大学校達第 8 号）

この達は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日防衛大学校達第 9 号）

この達は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日防衛大学校達第 4 号）

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 24 日防衛大学校達第 13 号）

この達は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校達第 4 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 4 日防衛大学校達第 10 号）

この達は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日防衛大学校達第 9 号）

この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日防衛大学校達第 1 2 号）

この達は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日防衛大学校達第 8 号）

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1（第5条関係）

部長、先端学術推進機構長、総合情報図書館長及び学群長（次の第4号は除く。）
に共通の専決事項

- (1) 法規等に基づく定例的な報告、通知等に関する事。
- (2) 部外に対する事務的な照会、回答、依頼等に関する事。
- (3) 防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長若しくは自衛隊の部隊、機関の長又は防衛装備庁長官に対する依頼、回答、通知等に関する事。
- (4) 海外出張に伴う便宜供与及び立入申請に関する事。ただし、部長等以上に係るものについては教務部長とする。

総務部長専決事項

総務課所掌業務

- (1) 3級の事務官等の補職、入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関する事。
- (2) 3級以下の事務官等の優良昇給に関する事。
- (3) 2級以下の事務官等の初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動に関する事。
- (4) 2級以下の事務官等の任免に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事。
- (6) 本科学生の休学、復学及び懲戒手続の個別命令に関する事。
- (7) 本科学生の年次休暇の始終期に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 公印の作成、改刻及び廃止に関する事。
- (10) 防衛大学校の食事の支給及び給食の実施に関する達（昭和42年防衛大学校達第2号）第14条第2項の規定に基づく部外者に対する給食の許可に関する事。
- (11) 当直服務規程（昭和57年防衛大学校達第4号）第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づく本科学生の夏期休暇期間及び冬季休暇期間（自宅研修期間及び同期間の前後休養日を含む。）における学校本部当直付車両当直の一時停止に関する事。

- (12) 防衛大学校における行政文書の管理に関する達（平成 23 年防衛大学校達第 13 号）第 31 条第 1 項に規定する防衛大学校標準文書保存期間基準の作成に関すること。

厚生課所掌業務

- (1) 国設宿舍設置計画掲上要求に関すること。
- (2) 住宅事情調査に関すること。
- (3) 公務員宿舍の入居及び退居に関すること。

会計課所掌業務

- (1) 自衛隊予算の執行に関する訓令（昭和 32 年防衛庁訓令第 29 号）第 3 条の規定に基づく予算の年間執行計画の提出及び第 4 条第 1 項の規定に基づく支出負担行為計画の示達要求に関すること。
- (2) 関税込率法（明治 43 年法律第 54 号）第 15 条の規定に基づく学術研究用品の免税申請に関すること。
- (3) 防衛省所管物品管理取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 115 号）第 29 条の規定に基づく不用決定の承認に関すること。
- (4) 指名競争入札参加資格の審査及び有資格者名簿の作成事務に関すること。
- (5) 俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づく俸給等の繰上げ支給に関すること。
- (6) 防衛省職員給与法施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 18 条第 4 項の規定に基づく学生手当の繰上支給に関すること。
- (7) 会計検査院の会計実地検査の受検に関すること。
- (8) 防衛大学校文書管理規則（平成 13 年防衛大学校達第 3 号）第 27 条第 7 号に掲げる個別命令の発令に関すること。
- (9) 防衛省の会計監査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 40 号）第 12 条の規定に基づく監査計画書の作成及び第 15 条の規定に基づく監査結果の報告に関すること。
- (10) 調達物品等の予定価格算定基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号）第 84 条第 4 項及び第 5 項に基づく承認または報告に関すること。

管理施設課所掌事務

- (1) 俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 9 号）第 5 条の規定に基づく被服の亡失又はき損した場合における弁償責任の裁定及び第 6 条の規定に基づく被服の棄却等の認定に関すること。
- (2) 俸給支給機関の指定等に関する訓令第 5 条の 2 の規定に基づく職員に対する食事の無料支給に関すること。
- (3) 防衛大学校の食事の支給及び給食の実施に関する達（昭和 42 年防衛大学校達第 2 号）第 16 条の規定に基づく給食計画の承認及び第 22 条第 2 項の規定に基づく献立表の承認に関すること。
- (4) 防衛大学校の食事の支給及び給食の実施に関する達（昭和 42 年防衛大学校達第 2 号）第 20 条第 7 号の規定に基づく検査官の指名に関すること。
- (5) 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 5 項及び第 29 条の規定に基づく整備計画局長との協議に関すること。
- (6) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和 38 年防衛庁訓令第 30 号）第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 17 条第 2 項の規定に基づく部局長との協議に関すること。
- (7) 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づく部局長への報告に関すること。
- (8) 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令第 11 条及び第 32 条の規定に基づく地方防衛局長との協議に関すること。
- (9) 国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 21 条の規定に基づく被貸与者に対する宿舎の模様替等の承認に関すること。
- (10) 電話の加入、移転その他加入電話に関する通知、依頼等に関すること。

衛生課所掌事務

- (1) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 31 号。以下「健康管理訓令」という。）第 9 条の規定に基づく定期健康診断の実施に関すること。
- (2) 健康管理訓令第 20 条の規定に基づく感染症対策に関すること。
- (3) 健康管理訓令第 23 条の規定に基づく施設衛生上の予防措置に関すること。
- (4) 防衛大学校の学生の採用のための身体検査の実施に関する達（昭和 30 年防衛大学校達第 17 号）第 2 条の規定に基づく身体検査の実施計画の承認に

関すること。

- (5) 当直服務規程（昭和 57 年防衛大学校達第 4 号）第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づく本科学生の夏期休暇期間及び冬季休暇期間（自宅研修期間及び同期間の前後休養日を含む。）における学校本部当直付衛生当直の一時停止に関する事。

教務部長専決事項

教務課所掌事務

- (1) 授業時間割の決定に関する事。
- (2) 学生の見学実習についての依頼、通知等に関する事。
- (3) 教育研究に係る講演等の依頼等（外国人を除く。）に関する事。
- (4) 外国人研究者等による教育研究に係る講演等の依頼等に関する事。

訓練部長専決事項

訓練課所掌事務

- (1) 訓練課程の実施に関する達（昭和 41 年防衛大学校達第 3 号）第 7 条第 2 項の規定に基づく訓練隊等の編成に関する事。
- (2) 船舶の造修等に関する訓令第 19 条の規定に基づく船舶の製造又は特別改造の基本的設計の作成依頼に関する事。
- (3) 防衛省所管国有財産取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 118 号。以下「国有財産取扱規則」という。）第 11 条の規定に基づく船舶の取得に関する事。
- (4) 国有財産取扱規則第 16 条の規定に基づく船舶の所属替の申請に関する事。
- (5) 国有財産取扱規則第 22 条の規定に基づく船舶の用途廃止に関する事。
- (6) 滑空機の運航及び搭乗に関する達（平成 23 年防衛大学校達第 7 号）第 26 条の飛行規程に関する事。
- (7) 滑空機の飛行教育に関する達（平成 23 年防衛大学校達第 12 号）第 6 条の滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習の教育実施基準に関する事。

学生課所掌事務

当直服務規程第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づく本科学生の夏期休暇期間及び冬季休暇期間（自宅研修期間及び同期間の前後休養日を含む。）にお

ける学校本部当直付舟艇当直、学生隊当直、学生隊副当直及び大隊当直の服務人員、服務該当者の範囲及び服務時間の変更に関する事。

先端学術推進機構長専決事項

グローバルセキュリティセンター所掌事務

共同研究に係る講演等の依頼等に関する事。

先端学術推進機構事務室所掌事務

- (1) 海外出張に伴う公用旅券の発給依頼に関する事。
- (2) 教育訓練履修給付金の支給の申請に関する事。
- (3) 競争的研究資金への応募等に関する事。
- (4) 職員の派遣等の依頼に対する回答に関する事。
- (5) 共同研究契約に関する事。

総合情報図書館長専決事項

総合情報図書館事務室所掌事務

- (1) 防衛大学校の情報保証に関する達（平成 19 年防衛大学校達第 13 号。以下「情報保証達」という。）第 21 条の規定に基づく教育及び訓練の計画の作成に関する事。
- (2) 情報保証達第 23 条の規定に基づく自己点検計画の作成に関する事。
- (3) 情報保証達第 24 条の規定に基づく臨時監査に係る計画の作成に関する事。

別紙第2（第6条関係）

課長に共通の専決事項

- (1) 国内旅行に係る所属職員（課長本人に係るものを除く。）の搭乗申請、輸送請求及び立入申請に関すること。
- (2) 年間飛行、航空身体検査、空挺予備員降下訓練等の定例的に実施することとされている事項の依頼等に関すること。
- (3) 各種調査、統計報告等の実施結果の通知、送付に関すること。
- (4) その他軽易な報告等に関すること。

総務課長専決事項

- (1) 2級以下の事務官等の補職、入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関すること。
- (2) 准尉、曹（曹長、1曹、2曹、3曹をいう。以下同じ。又は士（士長、1士、2士をいう。以下同じ。）たる自衛官の補職、入校、休職、復職及び懲戒手続の個別命令に関すること。
- (3) 准尉、曹又は士たる自衛官の優良昇給に関すること。
- (4) 優良昇給以外に関すること。
- (5) 通勤手当、住居手当、扶養手当、初任給調整手当及び単身赴任手当の認定に関すること。
- (6) 身分証明書の発行に関すること。
- (7) 精勤章の授与に関すること。
- (8) 営舎外居住の許可に関すること。
- (9) 在職証明書の発行に関すること。
- (10) 勤勉手当（普通率を除く。）の支給率に関すること。
- (11) 定例的な人事関係資料の報告及び通知に関すること。
- (12) 記録映画「防衛庁記録」の製作依頼に関すること。
- (13) 部外者の広報に伴う施設利用に関すること。
- (14) 各地方協力本部広報紙への投稿依頼に関すること。

厚生課長専決事項

- 児童手当の認定に関すること。

会計課長専決事項

- (1) 防衛省職員給与法施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 2 条、第 8 条第 3 項及び同条第 7 項の規定に基づく給与の臨時払の承認に関する事。
- (2) 自衛隊旅客運賃料金後払証及び後払荷物賃金調書の発行に関する事。
- (3) 品質の確認を行う受領検査の協議の回答に関する事。

教務課長専決事項

- (1) 在学証明書の発行に関する事。
- (2) 成績証明書の発行に関する事。
- (3) 卒業証明書の発行に関する事。

訓練課長専決事項

- (1) 定期訓練における支援依頼等の細部調整及び管理事項の細部に関する事。
- (2) 船舶の造修等に関する訓令（昭和 32 年防衛庁訓令第 43 号）第 17 条の規定に基づく老齢船舶の調査結果に関する事。
- (3) 海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 51 号）第 5 条の規定に基づく艦船の国籍証書発行の上申に関する事。
- (4) 地方税法第 144 条 21 項の規定に基づく免税軽油の申請に関する事。
- (5) 地方税法第 144 条 27 項の規定に基づく免税軽油引取報告に関する事。
- (6) 消防法第 13 条 2 項の規定に基づく危険物保安監督者の選任等に関する事。
- (7) 滑空機等の取扱いに関する達（平成 23 年防衛大学校達第 8 号）第 7 条の性能の確認に関する事。
- (8) 検定操縦士及び教官操縦士の資格に関する達（平成 23 年度防衛大学校達第 10 号）第 3 条の資格の付与に関する事。
- (9) 滑空機の飛行教育に関する達（平成 23 年防衛大学校達第 12 号）第 8 条に関わる講習履修者に関する事。
- (10) 防衛大学校の管理する射場、花立訓練場の使用に関する事。
- (11) 訓練時における海面、公共用空地等の使用について、関係機関への協議、通知等に関する事。
- (12) 演習場使用申請及び実績報告に関する事。
- (13) 訓練部の所掌に係る技能試験の受検に関する事。

- (14) 訓練場の整備に関する事。
- (15) 国有財産部局等調ベに関する事。
- (16) 航空機及び船舶の現況報告に関する事。

総括首席指導教官専決事項

- (1) 学生の手務等に関する達（昭和 42 年防衛大学校達第 11 号）第 53 条の規定に基づく、本科学生の手次休暇（年度予定表において示された期間を除く。）、病気休暇及び特別休暇の承認に関する事。
- (2) 本科学生の手外渡航の承認に関する事。

総合情報図書館事務長専決事項

- (1) 総合情報図書館の手営に関する達（平成 21 年防衛大学校達第 7 号。以下「総合情報図書館運営達」という。）第 5 条第 4 項の規定に基づく図書利用カードの手再交付に関する事。
- (2) 総合情報図書館運営達第 6 条第 1 項の規定に基づく職員及び学生等以外の者の利用に関する事。
- (3) 総合情報図書館運営達第 21 条の規定に基づく施設等の使用に関する事。
- (4) 防衛大学校共同利用電子計算機システムに係る運用に関する事。